工事着工前にご相談ください

****

**―― 花巻市高齢者等住宅改造事業費補助金 ――**

　　高齢者や身体障がい者の方々の自立と在宅福祉の向上を図るため、居住する既存住宅の改造

に要する経費に対し、補助金を交付します。

１　対象者

（１）介護保険で要介護または要支援と認定された方

（２）身体に重度の障がいを持つ方（障がい程度等級３級以上の方）

２　所得制限

対象者及び生計中心者（扶養義務者等(※)）の所得に制限があります（下表の額未満の方が対象）。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 所得額 | 以後、扶養親族等の人数に下記金額を加算 |
| 本人 | 3,954千円 | ＋350千円/人 |
| 扶養義務者等 | 6,637千円 | ＋213千円/人（所得税法で規定する老人扶養親族以外の者）＋273千円/人（所得税法で規定する老人扶養親族の者） |

※扶養義務者等…配偶者あるいは直系血族及び兄弟姉妹で主として生計を維持している方

３　対象工事

次のいずれにも該当する工事が対象となります。

（１）市内の高齢者又は身体障がい者が居住する住宅の便所、浴室、玄関、廊下、階段、台所、

居室等の改造工事

（２）市長が高齢者又は身体障がい者の日常生活の向上に資すると認める工事

（３）理学療法士が高齢者又は身体障がい者の身体状況に応じた効果的な施工内容と認める工事

　対象工事例

（１）手すりの取り付け

（２）床の段差解消（スロープの設置や床のかさ上げ等）

（３）滑り防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材質変更

（４）引き戸への扉の取替え（開き戸から引き戸や折り戸等に取替え等）

（５）洋式便器への便器の取替え

（６）上記以外で対象者の日常生活動作又は介護者の介護動作に合わせて改善する工事

４　補助基準額

対象工事費から高齢者の場合は次の金額を控除した額を補助基準額とします

　補助対象工事費

　対象工事に要する経費（上限６５万円）

　控除額

　高齢者の場合には、介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給の支給限度基準額(２０万円)を

同一世帯の介護保険で要介護又は要支援と認定された人数を乗じた金額を控除します

５　補助金額

補助基準額の３分の２（生活保護や市民税非課税世帯は全額）を補助金額とします

ただし、**高齢者の場合は３０万円、身体障がい者の場合は４３万３千円を限度**とします

６　申請方法

施工内容を確認するためお住まいの住宅へ調査に伺います。調査の結果、施工内容が対象工事と判

　　断された場合、工事着工前に次の書類を提出してください。

（１）高齢者等住宅改造事業費補助金交付申請書

（２）工事計画書（図面）

（３）工事見積書

（４）現況写真

（５）地方税関係情報取得同意書

（６）その他市長が必要と認める書類

７　その他

次の場合は補助対象になりません

・新築（改築）、増築又は平成14年度以降に新築した住宅の改造及び賃貸住宅等の工事

・以前にこの補助金の交付を受けたことがある住宅の工事

* **提出先及びお問合わせ先**

長寿福祉課　介護保険係　℡ 41-3578　　障がい福祉課　地域生活係　℡ 41-3581